

かつうら海中公園滞在型観光施設 指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月
勝浦市観光商工課

目次

- 1 施設の概要
- 2 指定管理者が行う業務内容
- 3 業務に係る経費に関する事項
- 4 指定期間
- 5 指定管理者が行う管理の基準
- 6 指定管理者と市の責任分担等
- 7 参加者の資格等
- 8 参加意向申出書の提出について
- 9 企画提案書等の提出について
- 10 実施スケジュール
- 11 指定管理者の候補者の選定
- 12 指定管理者の候補者選定後における手続き等
- 13 協定で定める事項
- 14 その他留意事項
- 15 添付資料・様式
- 16 問合せ先

かつうら海中公園滞在型観光施設 指定管理者

募集要項

勝浦市が設置するかつうら海中公園滞在型観光施設の管理運営について、設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例第6条の規定により、かつうら海中公園滞在型観光施設の維持、管理及び運営に関する施設の指定管理者を募集する。

詳細は、別紙「かつうら海中公園滞在型観光施設指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

1 施設の概要

- （１）名 称：かつうら海中公園滞在型観光施設「edén」
- （２）所在地：勝浦市吉尾234番地
- （３）施設の規模等：仕様書に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務内容

指定管理者は、次の業務を行うことになります。

- （１）勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例第7条に規定される業務の実施に関すること。
- （２）その他、仕様書のとおり

3 業務に係る経費に関する事項

（１）維持、管理及び運営の経費

かつうら海中公園滞在型観光施設の維持、管理及び運営については、指定管理者による独立採算制とし、本市から指定管理者に対する維持、管理及び運営経費の支払いはありません。

指定管理者は、利用料金収入等により維持、管理及び運営を行うこととなります。

維持、管理及び運営に係る収支については、指定管理者がその責任を負うこととなりますので、施設の効果的・効率的利用を促進し、収入の確保を図ってください。

（２）利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2の規定による「利用料金制度」を採用します。

指定期間における当該施設の利用料金については、指定管理者の収入とします。

なお、この利用料金の額については、勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例で定める額の範囲内において、市長の承諾を得て指定管理者が定めることができます。

※ 提案時の留意事項

申請時の事業計画における利用料金の額については、勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例で定める額の範囲内で、申請者が妥当と考える額で計画策定できるものとします。

(3) 利用料金の取り扱い

利用料金については、利用する日に当該施設を維持、管理及び運営している指定管理者の収入とし、指定管理期間終了の年度において、次期指定管理期間の利用に係る利用料金を収受した場合は、その分を新たな指定管理者へ引き継ぐものとします。

(4) 納付金

指定管理者は、当該指定管理者が提案する納付金算定基準率を基本として、各年度の収入に応じて、以下に示す「納付金計算式」を基に算出する額を指定する期日までに市に対して納付していただきます。

(納付金計算式)

当該事業年度の収入から消費税及び地方消費税並びに入湯税を除き1,000円未満を切り捨てた額に当該指定管理者が提案した納付金算定基準率を乗じて得た額

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

5 指定管理者が行う管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は次のとおりとします。

(1) 施設管理の基準

①休業日・・・なし

②利用時間・・・午前9時から午後6時

※ ただし、①、②いずれについても、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承諾を得て変更することができます。

(2) サービスの向上及び維持管理

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めてください。また、施設設備及び物品の維持管理を適切に行ってください。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは

できません。

ただし、指定管理業務の一部を委託する場合で、あらかじめ市長の承諾を受けたときはこの限りではありません。

(4) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して勝浦市個人情報保護条例の規定を遵守し、施設の管理にあたり個人情報を取り扱う場合には、その扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(5) 関係法令の遵守

指定管理者は、維持、管理及び運営を行うにあたっては、関係法令及び条例等を遵守し、業務を遂行しなければなりません。

主な関係法令は以下のとおり。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）
- ③ 勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例（令和3年勝浦市条例第12号）
- ④ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ⑤ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑥ その他施設を管理するために必要な法令

6 指定管理者と市の責任分担等

指定管理者と本市の責任分担（リスク分担）については、仕様書のとおりとします。

7 参加者の資格等

(1) 参加資格

法人等の団体

(2) 必要な条件

- ① 公衆浴場法及び温泉法等の許可を得て営業できること。
- ② 実施予定である現地見学会に出席すること。

(3) 参加の制限

団体又はその代表者が次の各号に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- ⑦ 勝浦市暴力団排除条例（平成23年勝浦市条例第21号）第2条各号のいずれかに該当する者
- ⑧ 勝浦市暴力団排除条例第2条に規定する者が実質的に経営を支配する団体、若しくは密接な関係を有する団体

8 参加意向申出書の提出について

（1）提出書類

申出にあたっては、以下の書類を提出してください。

- ①参加意向申出書（別記第1号様式）
- ②団体概要書（別記第2号様式）
- ③定款
- ④登記事項証明書
- ⑤県税に係る納税証明書
- ⑥国税に係る納税証明書（法人税・消費税）

（2）提出部数

1部

（3）提出期限

令和8年10月16日（金） 午後5時15分（必着）

※留意事項

この期限までに必要書類のすべての提出がない場合は、受付することができませんのでご注意ください。

（4）提出先

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1
勝浦市 観光商工課 観光係（勝浦市役所2階）

（5）提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）又は書留郵便での提出

9 企画提案書等の提出について

（1）提出書類

参加意向申出書を提出した申請者は次の書類を提出してください。

- ①企画提案書（任意様式）
- ②納付金算定基準率提案書（別記第3号様式）
- ③事業計画書（任意様式） 事業計画書には、次の事項を掲載すること。
 - ・施設の管理運営に係る基本方針
 - ・指定期間内の年度ごとの事業計画

- ・事業の具体的実施要領（管理と運営）
- ・職員配置計画、従業員雇用計画
- ・事業に必要な登録証明書等

④収支計画書（任意様式）

- ・指定期間内の年度ごとの収支計画書を記載すること

⑤財務諸表等

- ・財務諸表（過去2会計期間分）
- ・経営実績が分かるもの

⑥その他申請者が必要と判断する書類

※その他市長等が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

（2）提出部数

正本1部、副本7部（副本は複写可）を提出してください。

※留意事項

前項の①～⑥は、それぞれにインデックスを貼った上でクリップ・ステープラ一等でまとめてください。

（3）提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時15分まで（必着）

※留意事項

この期限までに必要書類のすべての提出がない場合は、受付することができませんのでご注意ください。

（4）提出先

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1
勝浦市 観光商工課 観光係（勝浦市役所2階）

（5）提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）又は書留郵便での提出

（6）留意事項

- ① 申請1団体につき1申請とします。
- ② 申請に関し必要な費用は、申請者の負担となります。
- ③ 提出された申請書類の内容を変更することはできません。
- ④ 担当課が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。なお、提出書類の公表も原則行いません。
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- ⑦ 申請書類提出後の申請を取り下げの場合は、辞退届を提出してください。
- ⑧ 提出書類の規格は、全てA4版とします。
- ⑨ 選定結果として、申請者名、審査結果の概要等を公開する場合があります。また、提出された申請書類は、勝浦市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

あります。

10 実施スケジュール

- | | | |
|-----|--------------|--------------|
| (1) | 募集公告 | 令和8年9月17日(木) |
| (2) | 募集要項の配布開始 | 令和8年9月17日(木) |
| (3) | 質問書の提出期限 | 令和8年9月30日(水) |
| (4) | 現地見学会参加申込書期限 | 令和8年9月30日(水) |
| (5) | 質問書の回答期限 | 令和8年10月9日(金) |
| (6) | 現地見学会 | 別途ご連絡いたします。 |
- 於：かつうら海中公園滞在型観光施設
- | | | |
|------|---------------|-----------------|
| (7) | 参加意向申出書等の提出期限 | 令和8年10月16日(金) |
| (8) | 企画提案書等の提出期限 | 令和8年10月30日(金) |
| (9) | プレゼンテーション | 令和8年11月上旬(別途連絡) |
| (10) | 審査結果通知・公表 | 令和8年11月上旬 |
| (11) | 仮協定締結 | 令和8年11月下旬 |
| (12) | 指定管理者の指定議案提出 | 令和8年12月上旬 |
| (13) | 議会議決・指定管理者の指定 | 令和8年12月(予定) |
| (14) | 基本協定書の締結 | 議会議決後～令和9年3月末 |
| (15) | 指定管理業務開始 | 令和9年4月1日 |

※留意事項

① 募集要項等の配布

募集要項等申請関係書類は勝浦市ホームページからダウンロードできます。
また、勝浦市観光商工課の窓口で配布します。

ホームページアドレス<http://www.city.katsuura.lg.jp/>

② 現地見学会の詳細日程等につきましては後日、個別にご連絡いたします。

③ 募集要項等の内容に関する質問は、質問書により行ってください。

上記アドレスに電子メールにより送信し、着信確認のため、メール送信後、
必ず担当課に電話連絡を行ってください。

提出期限：令和8年9月30日(水) 午後5時15分まで

なお、質問に対する回答は、市HPに掲載します。

11 指定管理者の候補者の選定

公正に審査するための勝浦市指定管理者制度運営委員会を開催して審査を実施します。なお、運営委員の構成、委員の職、氏名は、原則として非公開とします。

(1) 選定方法

① 選定は、申請者が提出した申請書類等の書面による審査及びプレゼンテーションによる選定とします。

② 指定管理候補者の選定は、提出書類を基に、「かつうら海中公園滞在型観光

施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、市長が決定します。

- ③ 申請者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理候補者としての適否を判断します。

（２）プレゼンテーション

- ①実施日程：令和８年１１月上旬（別途連絡）
- ②持ち時間：３０分（質疑は別途時間を設けます）
- ③場 所：勝浦市役所庁舎内
- ④参加人数：５人までとします。

※ プレゼンテーションの開催日時等詳細については改めて通知いたします。

（３）選定基準

- ① 別表に定める選定項目について審査し、同表に定める配点の基準に基づき採点し、委員ごとの必須項目の審査及び一般項目の審査の総合得点数第１位とした委員数の多い申請者をかつうら海中公園滞在型観光施設指定管理候補者として選定します。ただし、選定された指定管理候補者の委員全員の必須項目の審査の平均得点数が６点に満たない場合かつ一般項目の審査の平均得点数が６０点に満たない場合は指定管理候補者として選定しません。
- ② 前号に規定する採点の結果、総合得点数の多い者が同点で２者以上ある場合は、別表に定める選定項目「事業計画」の総合得点数が多い者を指定管理候補者として選定します。

（４）選定結果の通知及び公表

選定結果については、申請者全員に文書で通知するとともに、ホームページにおいて公表します。なお、個別の問い合わせには応じません。

また、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めないものとします。

選定結果の通知及び公表は、令和８年１１月上旬を予定しています。

12 指定管理者の候補者選定後における手続等

（１）指定管理候補者との協議

- ① 指定管理候補者と当該施設の管理運営業務の細目について協議を行います。市からの修正の求めがあった場合、指定管理候補者は修正に応じなければなりません。
- ② 修正協議が整わない場合には、選定委員会の審査において次点となった申請者を指定管理者候補者として協議を行います。

（２）仮協定の締結

前号の協議が整った指定管理候補者と、市は仮協定を締結します。

仮協定は、指定管理者の指定に係る議案を勝浦市議会に提出するための基本的な事項を確認するものとします。

(3) 指定管理者の指定

- ① 協議が整った指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定する議案（指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体等の名称及び住所、指定の期間）を勝浦市議会に提出します。
- ② 議会の議決を経て、指定管理者として指定します。
- ③ 指定にあたっては、指定管理候補者に文書で通知するとともに、市ホームページにおいて公表します。
- ④ 勝浦市議会への議案提出は、令和8年12月を予定しています。

(4) 基本協定書の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、市長と施設の管理に関する基本協定を令和9年3月末までに締結しなければなりません。

13 協定で定める事項

協定で定める事項については、次の事項を予定しています。

なお、基本協定で定めのない事項は年度協定で定めるものとする。

(1) 指定期間に関する事項（予定）

令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間

(2) 業務計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(6) 納付金に関する事項

(7) その他市長が必要と認める事項

14 その他留意事項

(1) 指定の取消し及び協定の解除

指定管理者が次の事項に該当するときは、指定の取消し、業務の停止、協定の解除等を行うことがあります。

- ① 指定管理者が協定に違反したと認めるとき。
- ② 業務開始前に、財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき。
- ③ 社会的信用失墜などにより指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。

(2) 選定委員との接触の禁止

申請者は、選定委員に対し、本件申請についての接触をしてはなりません。

接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(3) 審査結果の公表

審査結果の概要及び指定管理者候補者名を公表します。

(4) 建物・敷地

建物・敷地については、無償貸借を原則とします。

(5) 従業員の雇用等

雇用及び物資調達については、可能な限り地元から採用、調達してください。

15 添付資料・様式

(1) 申請に係る様式（別記第1・2・3号様式）

(2) 施設見学申込書

(3) 質問書

(4) 参加辞退届

(5) かつうら海中公園滞在型観光施設指定管理者運営業務仕様書

(6) かつうら海中公園滞在型観光施設 図面等資料

(7) かつうら海中公園滞在型観光施設 基礎数値等資料

(8) 勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例

16 問合せ先

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1

勝浦市役所観光商工課観光係

E-mail kankou-ks@city-katsuura.jp

電話：0470-73-6641

FAX：0470-73-8788